

○鈴鹿工業高等専門学校他学科の授業科目の履修及び単位の修得に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 9 号

鈴鹿工業高等専門学校他学科の授業科目の履修及び単位の修得に関する規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校における授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則(平成16年規則第8号)第 2 条の規定に基づき、第 4～5 学年生が他学科の授業科目を履修し単位を修得する場合は、この規則の定めるところによる。

(他学科の授業科目の履修及び単位の修得)

第 2 条 第 4～5 学年生は、他学科の開設する授業科目を次のとおり履修することができるものとする。

(1) 他学科の専門科目(選択科目に限る。)

ただし、同一科目が学生の所属する学科において開設されている場合は他学科の当該科目は履修できない。

(2) 当該学年の科目及び下位と上位の学年の科目

(3) 前期又は後期に開設される科目(通年開設科目は対象外)

(5) 各年度 5 単位まで

(他学科の授業科目の申請)

第 3 条 他学科の科目の履修を希望する学生は、各学期ごとに、別に定める様式の書類によって申請するものとする。この場合において、実験・演習を伴う科目では・設備・機器の数量等から履修を認めない場合がありうるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。